

(文書番号)

平成 29 年●月●日

●●株式会社  
代表取締役 ●● 殿

●●労働基準監督署長

## 特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の防止について（要請）

国内の製造事業場において、複数の労働者に肺組織の繊維化、間質性肺炎、肺気腫、気胸等の肺疾患が発症している事案が明らかになりました（別紙）。

独立行政法人労働者健康安全機構の協力も得て作業実態等について調査を行ったところ、これまでに、肺疾患を発症した労働者に共通する状況として、同工場内で製造している架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じんに日常的に高濃度でばく露し、多くがばく露開始から 2 年前後の短期間の間に肺疾患を発症していたことが判明しています。

厚生労働省では、引き続き原因究明のための調査を実施していますが、同種事案を防止するため、貴社の製造事業場（関係請負人を含む。）における下記措置を徹底するとともに、貴社製品（吸入性粉じん）の流通先に対して下記措置を周知・徹底するようお願い申し上げます。

あわせて、下記のうち 2 及び 3 の報告については、添付の様式により、6 月 30 日までに、それぞれの事業場の所轄の労働局又は労働基準監督署あて、ご報告いただくようお願い申し上げます。

## 記

## 1 ばく露防止措置等の徹底

架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんを扱う事業場においては、同粉じんの発散防止抑制措置や呼吸用保護具の着用など、ばく露防止措置を講じること。

## 2 労働者等に対する健康管理の実施等

一般健康診断の胸部X線の検査の結果、肺組織の繊維化、間質性肺炎、肺気腫、気胸等に関する所見があった場合は、CTなどの精密検査を実施することが望ましいこと。また、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。

これらの労働者及び退職者について、①一般健康診断における胸部エックス線検査の所見の有無、②肺に関する精密検査の結果等については、所轄の労働局又は労働基準監督署にご報告いただきたいこと。

## 3 肺疾患の発生状況の把握と報告

事業場の労働者又は退職者に、肺組織の繊維化、間質性肺炎、肺気腫、気胸等の肺疾患が見られた場合は、所轄の労働局又は労働基準監督署にご報告いただきたいこと。

連絡先：

〇〇労働基準監督署

△△課 ×× ××

TEL ▽▽-▽▽

注：「別紙」は本発表資料の別添1（参考資料含む。）